

京都市告示第 12 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、岩倉具視幽棲旧宅の入場料に係る公金の徴収、収納事務を委託します。

平成27年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	岩倉具視幽棲旧宅の入場料に係る公金の徴収、収納事務の委託	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)